

○ 「「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について（内部統制府令ガイドライン）」 新旧対照表

（傍線部分及び二重傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>4－4 内部統制府令第1号様式記載上の注意(7)のd又は第2号様式記載上の注意(8)のdに規定する「財務報告に係る内部統制の評価の範囲」の記載については、次の点に留意する。</p> <p>1 財務報告に係る内部統制の評価範囲としては、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とした旨を記載する。</p> <p>2 当該評価範囲を決定した手順、方法、根拠等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した旨などを記載するものとする。なお、次の事項についても、決定した事由を含めて併せて記載することに留意する。</p> <p>(1) 会社が複数の事業拠点を有する場合において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする重要な事業拠点を選定する際に利用した指標及びその一定割合</p> <p>(2) 当該重要な事業拠点において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする業務プロセスを識別する際に選定した会社の事業目的に大きく関わる勘定科目</p>	<p>4－4 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した旨などを記載するものとする。なお、連結財務諸表における売上高その他の指標の一定割合を基準として重要な事業拠点を選定する際の当該指標及び一定割合、当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目などについても併せて記載することに留意する。</p>

(3) 財務報告に係る内部統制の評価の対象に個別に追加した事
業拠点及び業務プロセス

11 の 2 – 3 内部統制府令第 11 条の 2 第 3 項第 4 号に規定する「訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」の記載については、訂正報告書に記載している開示すべき重要な不備に関し、訂正の対象となる内部統制報告書における「評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」が適切であったかどうか、当該開示すべき重要な不備が当該評価の範囲とされていたかどうかを記載することに留意する。

[新設]

17 – 3 内部統制府令第 17 条第 3 項第 4 号に規定する「訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」の記載については、11 の 2 – 3 に準じて記載することに留意する。

[新設]